

即位と資格  
—古代天皇名と系譜の研究(二二)—

岡本直久

桐朋学園芸術短期大学

キーワード：記紀編纂事情、皇位継承

目次

- 〇、はじめに
- 一、中世の即位観 『玉葉』に見る
- 二、中世の即位観 『愚管抄』に見る
- 三、北畠親房の論理
- 四、即位の条件
- 五、立太子の有無
- 六、天武の群臣不信
- 七、神代記の姿勢
- 八、記紀の先後関係
- 九、おわりに 三種の神器のことは

〇、はじめに

皇位継承の次第を柱に編まれたと理解するのが記紀の存在の意義であろうこと、前章迄の考察によって確認して来た。特に系譜によって歴代の血縁的繋がりを大事に記す『古事記』中下巻が、その系譜記事に割り込むように置かれる散文的記事(先学の多くがこれを「説話」更には「舊辭」と言うが)が、主に皇位継承に“無理”或るいは“強引”と見られる(周辺からの批判の対象となる恐れが考えられる)部分の、強引さ等の印象を抑える又は和らげるための、理由説明の役割を果たす意図の産物であることも亦明らかになつて来た。

この場合の強引さや無理と見る判断の基準は、綏靖から開化迄の所謂關史八代の系譜に示される次第にあると見られる。先ずは男子による直系の継承であり、出来れば長子への継承という条件が窺える。説話記事は、神武から綏靖へ、開化から崇神へ、崇神から垂仁へ、垂仁

から景行へ、景行から成務へ、仲哀から応神へ、応神から仁徳へ、仁徳から履中へ、允恭から安康へ、雄略から清寧へ、これらの継承が長子ではないことの説明である。履中から反正へ、反正から允恭へ、安康から雄略へ、は兄から弟へ、顕宗から仁賢へ、は弟から兄への、非直系の兄弟間の継承の説明である。そして成務から仲哀へ、清寧から顕宗へ、は傍系への継承の説明である。何れもが言い訳のような口吻を窺うことが出来る。

ところで、武烈から継体へは、傍系どころか、傍系であることを確認出来る血縁的繋がりを記紀内部に明確にしないまま「応神五世の孫」ということで、武烈崩後の空位を埋めるように継体が即位しているが、これ程にかけ離れた血縁にあり、極めて不審を抱かせる継承であり、ここにこそ納得を得るための詳細な理由の説明があつて然る可きである。にも拘らず、武烈記の記述は余りにも淡白である。

この天皇、太子無かりき。…天皇既に崩りまして、日續知らずべき王無かりき。故、品太天皇の五世の孫、袁本杼命を近つ淡海國より上りまさしめて、手白髪命に合はせて、天の下を授け奉りき。

これのみの記述では、納得は程遠い。大体が納得を求める意識が全く窺えない。説得を投げている。この部分を『日本書紀』は、分量から、一見詳細に説明しているようではあるが、文言は継体の即位に至る事実経過に終始しており、継体即位の理由を説明するものにはなっ

ていない。継体即位前紀は、冒頭に、

男大迹天皇「更の名は彦太尊。」は、譽田天皇の五世の孫、彦主人王の子なり。母を振媛と曰す。振媛は、活目天皇の七世の孫なり。

とその出自を示す。本人が「譽田天皇の五世の孫」であり母親振媛が「活目天皇の七世の孫」とは記すものの、系譜は父親彦主人王と母親の一代前に迄しか遡って説明していない。この淡白さ故に、譽田天皇つまり応神の「五世の孫」、それに活目天皇つまり垂仁の「七世の孫」という記述に就いては、卜部兼方（『釋日本紀』）をはじめ、筆者も含めて、様々な「復元」作業がなされており、それこそ様々な可能性が考えられている。その中には、この記述に信を置かないもの、血縁を否定する見方も含まれている。

この事態は後の即位の在り方に様々に解釈されて参考にされている。ここでは帝位不在の事態であったが、中世には何と二帝並立の事態が出来た、南北朝期の問題は別にしても、それ以前の既に安徳と後鳥羽の二帝が同時に即位（？）していた、この状況に就いて、当事者としての九条兼實、そして歴史の問題として兼實の弟の慈圓の解釈及び公家の見解を代表する北畠親房が言及する所を確認し、問題点を明確にして取り掛かる。

## 一、中世の即位観 『玉葉』に見る

南北朝時代以前に、二人の人物が同時に並んで皇位に在ると主張していた時期、この状況を齎した人物右大臣九条兼實が、日記『玉葉』にその根拠となる考え方を記録している。卷三十八、壽英二年八月六日の条りの以下の記述から開陳されている。

先ず主上の還御を待ち奉る可き哉、將に又且つ劍璽無きと雖も、新主を立て奉る可き哉の由、御卜を行はれし處、官僚共、主上を待ち奉られる可きの由を申す。而して猶此の事思はむ所に依りて、重ねて官僚に問はせらる。

安德帝が平家の西海行きに同道して京を不在にし、その結果である（と公家たちは分析する）京華及び内裏に怪異や狼藉が目立ち（玉葉同三日の条り他）、その対策として、安德帝が京に戻るのを待つ可きか、或るいは安德帝を見限って、新たな「主上」を立てることで乗り越える可きか、を官僚に諮問した、という記事である。新主を立てる場合、安德帝が携行している故に内裏には「劍璽無きと雖も」という状況が問題になる。これに就いて兼實は新たな「王」を立てることを主張する根拠の一つとして同日の後段に、

我朝の習ひ、劍璽を得ず踐祚、曾て例無し。而して繼體天皇臣下と爲して迎へられし時、國史の文の如く之を踐祚と書く。甲申

の日、天皇樟葉宮に移り、辛卯の日、璽符鏡劍を得て即位す云々。往古、讓位即位の分別無しと雖も、今の文の如くによれば、即位以前、已に天皇と稱し、又踐祚と謂ひ、即ち皇居に移されて其の後劍璽を得て即位云々。然り則ち准據するのは尤もであり、これに合はせる可き由存する也。

と書き、継体が皇位に即くために「迎」えられた時に「踐祚」と謂い、樟葉宮で「劍璽を得」たことよって「即位」となったと「國史文」にある、としている。劍璽の授受が無くても「踐祚」と謂っており、更に「凡そ天子の位、一日曠く可からず、政務悉く亂れ云々」なのだから、踐祚から即位迄の期間を空位状態にしてはならず、即位以前であっても「主上」つまり天皇と認めてよい。と主張したという。この根拠の主張には、劍璽が無くても、天皇としては充分であり、其の後入手すればよい、という思いも籠められているよう。

兼實が論拠とする「國史文」とは、継体即位前紀の次の部分だと思われる。右に見たように、ここには『古事記』武烈段に示されない継体即位迄の経緯が少々詳しく記されている。前節に見たように、継体即位前紀は、継体の出自を冒頭に余りにも淡白な三四文字でしか説明せず、血縁を逐一遡っても一代前の父親と母親までの言及に留まっている。しかしその後の記述では、継体の生誕の状況（近江國の高嶋郡の三尾で）、「天皇、壮大にして、士を愛で賢を禮ひたまひて、意豁如にまします。」という成人してからの性格を記し、血縁とは無縁の部

分で支配者としての資質を有していたことを暗に示している。その後、武烈崩後の皇位継承の次第が述べられる。

主導したのは大伴金村大連であり、先ず「丹波國の桑田郡に在す」「足仲彦天皇の五世の孫倭彦王」つまり仲哀五世の孫に白羽の矢を立てて交渉に当る可く出向いたところが、軍勢を伴った雰囲気に恐れをなして遁走されて行方知れずとなり、この人選は失敗する。

この後に男大迹王に衆議一決、元年紀春正月六日の条り、

臣連等を遣して、節を持ちて法駕を備へて、三國に迎へ奉る。

しかし、男大迹王の承諾には些かの経緯があり、河内馬飼首荒籠の説得によってその気になったところで、

踐祚すに及至りて、厚く荒籠に寵待ふことを加ふ。

となり、そしてその結果であろう、同十二日の条り、

天皇、樟葉宮に行至りたまふ。

ということになる。その後の同紀二月四二日の条り、

大伴金村大連、乃ち跪きて天子の鏡劔の璽符を上りて再拝みた

てまつる。

と迫った段階で、再び態度を決め兼ね、不安の気持ちを述べて「謝す。」始末。重ねて大伴大連の説得に遂に折れて、

男大迹天皇曰はく、「大臣・大連・將相・諸臣、咸に寡人を推す。寡人敢へて乖はじ」とのたまひて、乃ち璽符を受く。是の日に、即天皇位す。

と目出度く男大迹天皇の即位が実現する、という経緯が記されている。臣連等が三國に迎えに出向いた際に持参した「節」とは、君命を受けたしるしの旗（古典文学大系『日本書紀』頭注）とあるが、この時点で「君」に当る人物は不在の筈であるが、代行としての大連の命令を証明するものとの強引な理解も可能である。この記述から、一連の流れの記述が、即位前と後の立場の違いに聊か無頓着な姿勢を窺うものでもある。しかし大伴金村大連の発言は、この辺りの事情に忠実のようである。倭彦王を断念した後の候補として名前を挙げた時、金村は「男大迹王」と言つて、「男大迹天皇」とは表現していない。しかし地の文にあつては即位前であつても「男大迹天皇」「天皇」として、相変わらずの無頓着振りである。

兎も角、男大迹王は「璽符を受」けた日を以て「即天皇位」となるのであり、ここに言う「璽符」は金村が上った「鏡劔の璽符」のこと、

すなわち所謂三種の神器のうちの「鏡」と「劔」であろう。この点は『古語拾遺』が天孫降臨に際して天照大神と高皇産靈尊が、

即ち、八咫鏡及草薙劍の二種の神宝を以て、皇孫に授け賜ひて、  
永に天璽〔所謂神璽の劔・鏡是なり。〕としたまふ。

に符合する。この点は後に触れる。

これらを『玉葉』の記事に照らすと、九条兼實が「繼體天皇臣下と爲して迎へられし時、國史の文の如く之を踐祚と書く。」と書くのは、臣連等が三國に迎えに出向いた時ではなく、荒籠の説得に応えた後の「踐祚すに及至りて、厚く荒籠に寵待ふことを加ふ。」とする「踐祚」の文言に飛び付いたものと思われる。記事の位置は明らかに「璽符を受」けて即位する前に置かれているが、しかし荒籠の所謂論功行賞は即位して後に可能となることから、「踐祚すに及至りて、厚く荒籠に寵待ふ」の前に「後に」を補うか、或るいは「踐祚の後に」という文言とす可きものではなかったか。

繼體紀の皇位継承の経緯を記す「國史の文」は、「即位以前、已に天皇と稱し、又踐祚と謂ひ」或るいは「璽符鏡劍を得」ないままに天皇と出来ると主張する九条兼實の論拠にはならない。

安徳帝不在による京の混乱を回避したい、更にその裏に、傍若無人の振る舞いで公家の社会をはじめ列島全体にも混乱を齎した平氏の殲滅を実現したいという強い意図の壁になるのが、前例及び儀式を優先

する公家の社会を代表する兼實にとって、「璽符鏡劍」不在という事実であった。だからこそ、「璽符鏡劍」授受のないままに新帝が誕生するという前例が在れば、「璽符鏡劍」不在のままの即位が可能となる。そこで最古の國史である『日本書紀』の記事を涉獵した右大臣兼實は、右に引用した繼體即位前紀の記事に光明を感じたであろう。但し解釈には一工夫が必要であった。つまり、強引な解釈である。

繼體は「璽符鏡劍を得」ずに「即位」したのではなく、天皇として「振る舞った」だけであり、兼實が『璽符鏡劍を得』ない状態で「踐祚」したと解釈したのは、時間的には後のことの可能性が強く、そして「即位」は矢張り「璽符鏡劍を得」て後のことである。「踐祚」の後、不在の「璽符鏡劍」が手許に戻った段階で「即位」ということにすればよい、「踐祚」だけで充分である、と兼實は考え、それを主張したものである、という状況は容易に推察可能である。

## 二、中世の即位観 『愚管抄』に見る

九条兼實の同母弟、つまり摂関家に生まれて比叡山の座主を四度務めた慈圓は『愚管抄』第一で先ず、繼體を説明して「應神天皇五世孫。」と言ひ、繼體の即位に就いて、

武烈ノノチ王胤タへ畢。越前國ヨリコノ君ヲ迎取マキラセタリ。  
群臣ノサタナリ。

と簡潔に説明し、そして第四に「粗委」として次のように記してい

る。

(武烈が) 皇子モマウケタマハデウセ玉ヒケレバ。國主ノタネ  
ナクテ世ノナゲキニテ。臣下アツマリテ。越前國ニ應神天皇ノ五  
世ノ皇子ヲハシマシケルヲ。モトメ出シマヒラセテ位ニツケマイ  
ラセタル。

慈圓は兼實が劔璽不在のままに後鳥羽の即位を敢行する論拠とした  
継体の即位に就いて、右のように述べるに留め、劔璽云々に就いては  
全く触れていない。

では慈圓は後鳥羽の一種変則的な即位をどのように解釈しているか。  
『愚管抄』第五には安德帝に就いて「イカサマニモ國王ハ神璽寶劔内  
侍所相具シテ西國ノ方へ落給ヒヌ。コノ京ニ國主ナクテハイカデカア  
ラント云沙汰ニテアリケリ。」と、「神璽寶劔内侍所」つまり勾玉、草  
薙の劔、八咫の鏡の所謂三種の神器が安德帝が携えて西國に「落」ち  
たという事実を慈圓は充分に把握していた。その上で、法皇の前での  
公卿による評定での、

右大臣ノ申サル、旨コトニツハビラカ也トテ。ソレヲゾ用ヒラ  
レケル。サテイカニモイカニモ踐祚ハ有ベシトテ。

という経緯によって、右大臣つまり九条兼實の論理を採用することで、

次の國主の「踐祚」の方向が決まったと慈圓は書いている。この「右  
大臣ノ申サル、旨」とは、前節で確認した、継体の即位に就いての兼  
實の巧妙な、そして強引な解釈を指していることは明らかである。し  
かし慈圓はその論理の内容を全く語らない。どうも兄兼實の解釈には  
無理があると考えていたのではなからうか。それは安德の前帝の三人  
の王子から後鳥羽を選んだ後のことを、

四宮ヲ壽永二年八月廿日御受禪行ハレニケリ。ヨロヅ新儀ドモ  
ナレド迎合ツ。右大臣コトニ申ヲコナヒテ。國王コ、ニ出キサ  
セオハシマシテ。

のように、「受禪」、「國王コ、ニ出キサセオハシマシ」と書き、「即  
位」或るいは「踐祚」の表現を拒否していることに現れている。大体  
「ヨロヅ新儀ドモ」と言う程に異例づくめの儀式の末のこと故に、従  
来の踐祚や即位とは異なる流れだったということであり、そのように  
断定するのは矢張り「神璽寶劔内侍所」不在故にその受け渡しの過程  
を省かねばならなかったところにある。

新帝後鳥羽の誕生の儀式が異例であることを認めている兼實慈圓兄  
弟は、不在の「神璽寶劔内侍所」が帰還した時点で正式な儀式を断行  
することで、この異例さを拭うことが出来ると(後の状況からすれば  
甘いと言わざるを得ないが)考えていた筈である。兼實が論拠とした  
継体紀の解釈からはこのように考えていたことが明らかである。

ところが、安徳帝が携えて西国に去った「神璽寶劔内侍所」は、義経に追われて長門の壇ノ浦に到った帝と共に海底に沈むという事態に到った。しかし義経軍は海中から「神璽」と「内侍所」は辛うじて救い挙げたものの、「寶劔」は海底深く沈んだままとなつて仕舞つた。三種揃わない状況では、兼實の思惑のような正式な儀式とはならない。幼年ではあつても既に國主として動き出しているマツリゴトを有効なものにするためには、新たな論拠が必要となる。そこで慈圓は、

抑コノ寶劔ウセハテヌル事コソ。王法ニハ心得ベキ道理定メテアルラント案ヲメグラスニ。是ハヒトヘニ今ハ色ニアラハレテ。武士ノ君ノ御マモリトナリタル世ニナレバ。ソレニカヘテウセタルニヤト覺ユル也。

と言う矢張り強引な論理で、「寶劔」不要論を思い付く。主上を守るものとして三種の神器があるが、「寶劔」は武力での守護を象徴するものであるが、今は武士が武力によつて守護の役割を担う迄に力を付けて来た事を以て「今ハ寶劔モムヤクニナリヌル也。」と結論する論理を展開し、従つて「寶劔」が無くとも他の二種「神璽」と「内侍所」だけで儀式は完成するのだと言う。

この論理にあつて、基本となる条件は、「武士ノ君ノ御マモリトナリタル世ニナレバ。」という仮定文が言う所が事実と認められることである。慈圓はこのことを意識したものと見える記述を「第四」で既

に用意している。曰く、

サテ大治ノ後久壽マデハ。又鳥羽院。白川院ノ御アトニ世ヲシロシメシテ。保元々年七月鳥羽院ウセサセ給ヒテ後。日本國の亂逆ト云コトハヲコリテ後。ムサノ世ニナリニケル也ケリ。

周到である。一見「ムサノ世」つまり武士が支配者として擡頭する状況への不満を述べているように受け取られ勝ちであるが、その実即位に必要なとされる三種の神器であるにも拘らず、受禪の時には三種ともに不在であり、しかも「そのうちに」三種揃つて手許に戻すことを想定していたものの、壇ノ浦の海底に沈んで取り戻すことが不可能となつた「寶劔」を欠いたままでも皇位の正統性を納得されなければならない、という事態への対応が、本来忌避す可き武士勢力を認めることを前提にしなければならない、実に皮肉な、しかし巧妙な論理展開ではないか。

慈圓は繼體の即位に就いて、右に引用した文に続けて、

繼體天皇ト申テ。コノサキザキヨリハ久ク廿五年タモチ給テ。トシゴロ爲中ニテ民ノヨウヲモヨクヨクシロシメシテ。コノ御時コトニ國モヨクヲサマリテ。

と、支配者として及第点を与えている。

これらを以て、三種の神器の授受に触れなくても、継体は、皇統に繋がる血縁があること、群臣の推戴によること、そして支配者としての技量を持つことを即位の資格、条件と見ている慈圓の、つまり当代の公家社会、宗教界を代表する認識であることを知るのである。

### 三、北畠親房の論理

後鳥羽の「即位」が異例の状況下に実行されたものと認める慈圓の『愚管抄』の見方を概ね引き継いだ恰好で、北畠親房は『神皇正統記』で語る。前帝安德に就いて「先帝西海に臨幸ありし」と書き起こし、

親王の宣旨までもなし。(中略) 先帝三種の神器をあひぐせき

せ給し故に踐祚の初の違例に侍しかど、

と言って、三種の神器総てが無いままの「踐祚」の「違例」なことを認めている。しかしそれでも敢えて「踐祚」を断行出来たことに就いては、慈圓の論理の基調をなす「武士の世」を持ち出さない。

ところで、北畠氏は村上源氏。村上天皇の皇子具平親王の子季房が源姓を与えられ、その七代通親の子通具が堀川氏を、通光が久我氏を、定通が土御門氏を、通方が中院氏を称し、四家に分かれた。

通方の子雅家が洛北の北畠に住んだことから、以来、北畠氏を名乗るようになり、師親・(権大納言) 師重を経て、親房に至る。親房

の母親は藤原隆重の女であり、歴とした公家である。人名事典類には

「鎌倉末々南北朝の武将」とするものもあるが、これは後醍醐政権の下で足利勢力と武力で対決するのに大将に任ぜられて関東や東北に迄遠征した実績を重く見たものであるが、武将と謂うよりも寧ろ(一部には表現されている)「思想家」とす可きではないか。

親房自身武士の範疇に入れられることを拒否する意識であったことは、岩波文庫の『愚管抄』を校注した岩佐正氏の指摘から窺える。岩佐氏は親房が、

「輩」と「人」とは厳密に区別して用いている。

と観察しており、「輩」に就いては「全体を通じて公家に奉仕すべき輩である。」とし、「人」に就いては「武士階級よりも上位に位する廷臣を指している。」と言い、そして

正成・長年・親光・義貞は「者」であり、実世・顕季は「人」である。「輩」は「人」「者」より一段と劣るものであり、武士階級を自分より低級なものとする発想による呼称である。しかも「以前披覧之人」とあるのは、武士ならぬ選ばれた、親房と同類の公卿階級を示している。

と見抜いている。自分は「選ばれた公卿階級」に属するのであって、決



して武士よりも「高級な人種」である、とする意識が強く、親房にとって自分よりも低級な階級の武士がマツリゴトを主導するのを許す訣には行かない、この意識が、後醍醐に従って、北条政権、そして足利政権に対決を挑むことになった。南朝に依った、寧ろ南朝をリードしたのは、決して武士の政権に従うことは出来ない、武士の支配を認められないという意識の顕われであった。

この意識に凝り固まった親房が、仮令強引な論理展開とは言え、慈圓が前提にした「武士の世」を認める訣には行かない。そこで「違例」な後鳥羽の踐祚（親房も慈圓同様「即位」の表現を避けている）に関しては、

法皇國の本主にて正統の位を傳まします。

と言って、「國の本主」である（後白河）法皇が「傳」えたのだからそれでよい、という訣であり、その手順に就いては、人選にあつて、

法皇此君をえらび定申給けるとぞ。

と、これも法皇が決定し、そして

親王の宣旨までもなし。先皇太子とし、即受禪の儀あり。

と、立太子前に決定したことから、急遽これを行い、即「受禪」となった。これで「即位」関係の一応の流れは説明出来たことにはなる。前節の繰り返しになるが、「踐祚」或るいは「受禪」の段階で不在だった三種の神器は、その内揃って戻って来るだろう時に正式な即位となるという甘い目論見での「踐祚」の断行だったものの、しかし「寶劍」のみ戻る期待に沿えない事態、これに就いてもその後のこととして触れない訣には行かない。だからと言って慈圓の論理をくり返すなどという一種不名誉なことは出来ない。そこで次の記述が引き出される。

平氏はほろびて後、内侍所・神璽はかへりいらせ給。寶劍はつゝに海にしづみて見えず。其比おひは晝の御座の御劍に擬せられたりしが、神宮の御告にて神劍をたてまつらせ給しによりて近比までの御まぼりなりき。

「神宮の御告」によつて、失せた寶劍の代わりに「晝の御座の御劍」

をそれということにしてよい。兎に角「神宮の御告」なのだから、で慈圓以上の強引な論理(?)を展開する。

しかし、自己の論理の飛躍を感じた親房は、更に思い切った論理を、慈圓の兄の兼實が涉猟したように、我が国の(正史に限らず)古典の中に、この事態を説明する事例を求めて、それを論拠とする。親房は三種の総てに就いて述べている(これは後に参考にする)が、ここでは「寶劍」に就いての部分のみを見るが、兼實が論拠とした継体の即位の事情に就いては全く触れていない。

寶劍も正體は天の聚雲の劍(後には草薙と云)と申は、熱田の神宮にいほひ奉る。西海にしづみしは崇神の御代におなじくつくりかへられし劍なり。うせぬることは末世のしるしにやとうらめしけれど、熱田の神あらたなる御こと也。(中略)彼兩種(鏡と劍)引用者)は正體昔にかはりまします。代々の天皇のよをき御まぼりとして國土のあまねき光となり給へり。うせにし寶劍はもとより如在のことと申侍べき。

皇大神宮(伊勢神宮)に「いはひまつ」られているのが「八咫の鏡」の「正體」であり、熱田の神宮に「いはひ奉」られているのが「草薙の劍」の「正體」であり、西海に安徳と共に沈んだ「寶劍」は「崇神の御代におなじくつくりかへられし劍」つまりレプリカである。レプリカの劍が失せたのであり、「正體」は熱田神宮に安泰なのだか

ら、問題にすることはない、と更に強調して、

「…草薙の寶劍は海にしづみにけり。」と申傳ること侍にや。返々ひがことなり。

と言ひ、「此國は三種の正體をもちて眼目とし、福田とする」と言ひ切る。

三種の内の鏡(に就いては後述)と劍がレプリカだとする根拠を、親房は『古語拾遺』の崇神天皇の段に求めている。ところで『神皇正統記』は他の所でも多く『古語拾遺』の見解に依拠した論を展開している。『古語拾遺』の発意・性格からして、『古事記』や『日本書紀』には見えない記述が多く、従つて親房は自己の主張の論拠とするものが記紀に求め得ない場合に『古語拾遺』の中に探索したものと思われる。三種の神器関係でもそうであるが、事「寶劍」に就いても『古語拾遺』は親房にとつて有り難い記述を提供している。

磯城の瑞垣の朝に至りて、漸に神の威を畏りて、殿を同くしたまふに安からず。故、更に齋部氏をして石凝姥神が裔・天目一箇神が裔二氏を率て、更に鏡を鑄、劍を造らしめて、護の御璽と為す。是、今踐祚す日に、獻る神璽の鏡・劍なり。

つまり、「今踐祚す日に、獻る神璽の鏡・劍」は崇神朝に作られた

レプリカである、と言っている。鏡と剣が共に铸造されたというその日時迄も詳細に示す資料が、奈良県磯城郡田原本町八尾の鏡作坐天照御魂神社の由緒書きである。

(前略) その神鏡を八咫の鏡をおつくりになつた石凝姥命の子孫鏡作師がこの地に於いて崇神天皇六年九月三日に铸造した。

(後略)

鏡の铸造記事ではあるが、「更に鏡を鑄、剣を造らしめて」とあることから、剣も亦同日或るいはその近い前後の日に造られたと理解出来よう。ところが事績を年月日迄詳細に編年する『日本書紀』の崇神六年には、天照大神と日本大國魂神を大殿から離して、前者を豊鍬入姫命、後者を淳名城入姫命に託して移動した、との記事はあるが、鏡と剣の铸造の記事は見えない。又『古事記』崇神段は全く沈黙のままである。

兎も角、後鳥羽の践祚を正統なものとするための論拠を様々に工夫しなければならぬ程に、これは「違例」なものであった。この事態は、受禪の際に三種の神器が不在だったことが第一。そして戻って来る筈の三種の神器の一つである剣が戻る見込みの無い状況となつたことが第二。つまり、正常な践祚・即位には三種の神器が必要であるというのが、公家をはじめとする支配者層に当然の条件であつたといふことである。

南朝の後醍醐の正統たることを主張するのに、後醍醐が三種の神器(剣に就いては所謂レプリカだが)を所持していたことを第一の根拠にしていた訣で、神器の断続の事態である後鳥羽即位に言及するのは当然である。つまり親房の関心は兎も角三種の神器にあつたのであり、皇統断絶の危機が主題ではないから、武烈から継体へ皇位が継承された状況を詳細に分析してはいない。

繼體天皇は應神五世の孫也。(中略) 武烈かくれ給て皇胤たえにしかば、群臣うれへなげきて國々にめぐり、ちかき皇胤を求奉けるに、此天皇王者の大度まして、潜龍のいきほい、世に聞え給けるにや。群臣相議て迎たてまつる。三たびまで謙讓し給けれど、つゝに位に即給ふ。

繼体即位前紀を準るかのようであるが、親房の最大の関心事である三種の神器の授受に就いては語らず、慈圓の態度を踏んでいる。兎も角継体に就いては、血統の尊貴性、度量の大きいこと、群臣の推戴があつたことによる即位とし、更に、

即位し給しより誠に賢王にましましき。

と、皇位に相応しい雰囲気を持つてゐることを添えている。更に更に光孝の即位に就いて、継体に言及し、

その御身賢にして天の命をうけ、人の望にかなひましましければ、

と迄称賛しており、度量の大きいことが、即位後のマツリゴトにも発揮された、という訣で、皇位の資格、皇位の条件の上位にこのことが置かれている。

#### 四、即位の条件

継体の即位に就いて、その資格に関して記紀それぞれどのように記述しているか、並べる。先ず『古事記』継体段冒頭は、

品太王の五世の孫、袁本杼命、伊波禮の玉穗宮に坐しまして、天の下治らしめしき。

とあり、この後に后妃皇子女の系譜記事が続くから、継体の紹介としては非常に淡泊である。他方『日本書紀』繼體即位前紀は冒頭に、

男大迹天皇「更の名は彦太尊。」は、譽田天皇の五世の孫、彦主人王の子なり。母を振媛と曰す。振媛は、活目天皇の七世の孫なり。

とあって、系譜概略を掲げることから始めている。この後に父母に就いて触れた後に、

天皇、壮大にして、士を愛で賢を禮ひたまひて、意豁如にまします。

と、天皇の性格や性向に言及している。更に繼體元年紀春正月四日の条りに、大伴金村大連が主導する議（はかりごと）によって継体の即位を方向付ける様子が記され、そして同二月四日の条りに、

大伴金村大連、乃ち跪きて天子の鏡劔の璽符を上りて拝みたまつる。（中略）乃ち璽符を受く。是の日に、即天皇位す。

とするなど、即位に至る経過が少々詳細に記されている。継体の即位に就いて『日本書紀』は、以下の条件が揃ったことで実現した、との認識であることが知られる。

- 1、応神天皇五世の孫、母親が垂仁天皇の七世の孫であること。
- 2、皇位相応の資質を持っていた。
- 3、大伴金村を含む群臣に推戴された。
- 4、天子の鏡劔の璽符を受け取った。

今この1を「皇室の血」、2を「皇位の資質」、3を「群臣からの推戴」、4を「神器の所持」としよう。

他方『古事記』継体段は「皇室の血」に言及するのみで、繼體即位

前紀が語る他の3要素を欠いたまま、即位の事実を述べている。この書き方は『古事記』中下巻の各歴代の段冒頭の中で例外ではない。神武段を除いて、次の綏靖段以降推古段迄、冒頭は、

○○命（又は天皇）△△宮に坐しまして、天の下治らしめしき。

(この) 天皇…

というフォーマットに収まっている。頭の歴代名に就いては、景行成務、仲哀、欽明、そして崇峻は「天皇」とし、他は皆「命」である。例外的に安康は「御子」が付され、「命」も「天皇」も付かない。「(この) 天皇」以下は后妃皇子女系譜であり、系譜の無い崇峻と推古にこの表現は無い。「この天皇」で系譜が始めるのが殆どであり、安康、雄略、顕宗、仁賢、継体、宣化、欽明は「この」の無い「天皇」から系譜を始めている。兎も角、各歴代段冒頭には、即位の条件らしき記述は皆無である。但し前段の系譜の中で、結果としての記述ではあるが、皇位に即いた御子であることが述べられており、従って『古事記』中下巻は、歴代の即位は偏に皇統を受ける血縁による、と述べていることになる。血縁のみで充分である、という強い意志をも感ずる。

他方、『日本書紀』の各巻等の冒頭は、

○○天皇は、□□天皇の太子（或るいは第○子）なり。母は▼

▼。(◆◆年に立太子。)(中略)●●(日)(△△宮に)即天皇位す。

を基本フォーマットとしている。乃ち、「皇統にある父母」(継体即位前紀のように「立太子」記事に触れない歴代もあり、後に話題にする)。「即位」が共通の要素である。歴代によつては継体の即位の事情のように、これに加えて、立太子前後に性格や能力等に触れ(神武、綏靖、崇神、垂仁、仲哀、神功、応神、仁徳、反正、允恭、雄略、清寧、顕宗、仁賢、武烈、継体、宣化、推古)て、闕史八代迄は血縁だけで充分だったものが、崇神以降は血縁だけでなく、支配者としての資質、能力や性格もが歴代に相応しいことに触れて、非支配者(と言つても記紀を読むことが出来る範囲に限られるが)の支配者への要求と無縁の存在ではないことを主張しているようである。つまり、当初創業期にあつて、血統だけで納得を得られていた即位だったが、次第に資質等をも問題にせざるを得ない事情が生じた結果、右のような流れを見るに到つたのであろう。

血統に資質を加えるだけでなく、これに更に要件が加わることになる、継体の即位事情がそれを示している。

## 五、立太子の有無

天皇の璽印等を授けられるのは、允恭、清寧、繼体、宣化、推古の各歴代であり、又群臣に推戴或るいは懇願されるのは、允恭、清寧、顯宗、武烈、繼体、宣化、崇神、推古に記事がある。このうち、群臣の推戴且つ天皇の璽印等を受けるのが允恭、清寧、繼体、宣化、推古にあつてセットで記録されているのは、即位時に前帝は崩御しており、璽印等は歴代間での直截の授受とはならず、崩御後一時「近臣」の手に渡り、その近臣を含む「群臣」によつて新天皇に渡る、という流れが想定出来ることから、璽等の授受を話題にするには「群臣」の存在が欠かせないという事情に依るのであろう。

群臣による推戴という事態は、前帝が生前に後継者を決めていない状況が窺われる。次期皇位継承者を前帝が生前に決めるのが「立太子」である。そして『日本書紀』には、冒頭に立太子記事の無い巻等があり、綏靖、仁徳、允恭、安康、雄略、清寧、顯宗、武烈、繼体、宣化、欽明、用明、崇峻、そして推古の各歴代である。

但し、清寧と武烈に就いては、立太子記事はないものの、本分の中に清寧は「皇太子」、武烈は「太子」の呼称で書かれている部分があり、立太子の事実が無かつたとは言ひ切れない。しかし両者何れも群臣の説得に應える形で即位を了承していることは、矢張り立太子は無かつたとしてよからう。

扱、綏靖は神武崩後に兄神八井耳命に譲られて即位し、仁徳は既に太子であつた菟道稚郎子に矢張り譲られて即位している。又、顯宗は

兄仁賢に譲られて即位しており、複数の候補が並ぶ場合、皇位の争奪戦ではなく、譲り合いによつて決まる状況を美徳とする意識が窺える。初代神武の直後にこの状況を置いたことで、それを知ることが出来る。

これらに対して、雄略は兄帝安康が後継指名をせぬうちに弑逆された後、他の兄弟を悉く亡き者にし、更に有力候補者である従兄弟の市邊押磐皇子をも騙し討ちにして葬り、自らの意志で即位している。

欽明は幼時「必ず天下を有らさむ」と夢で告げられて、この通りになつた、という記事があるが、兎に角立太子記事は無い。

安康の前帝允恭の太子は木梨輕皇子であり、安康は太子ではなかつたが、太子が同母妹輕大娘皇女に好けるといふ破廉恥行為によつて廢太子されたことによつて順番が回つて来た恰好で即位している。

安康の父帝允恭は、群臣の説得に渋々従つての即位であり、この時初めて群臣が保管していた「天皇の璽符」を即位時に受け取っている。この辺りの流れを允恭元紀冬十有二月の条りは次のように記している。

(允恭の妃忍坂大中姫命にを) 則ち扶け起して謂りて曰はく、「嗣位は、重事なり。輒く就くこと得ず。是を以て、今までに従はず。然るに今群臣の請ふこと、事理灼然なり。何ぞ遂に謝びむや」とのたまふ。爰に大中姫命、仰ぎ歡びて、則ち群卿に謂りて曰はく、「皇子、群臣の請すことを聽さむとしまふ。今天皇の璽符を上るべし」といふ。是に、群臣、大きに喜びて、則日に、

天皇の璽符を捧げて、再拜みて上る。皇子の曰はく、「群卿、共に天下の爲に寡人を請ふ。寡人、何ぞ敢へて遂に辭びむ」とのたまひて、乃ち帝位に即きたまふ。

群臣の再三の願いを固辞していたものの、前妃の登場によって、遂に承諾せざるを得ない事態となり、「璽符」のやりとりが決定打となつて即位に到つた、という光景が見て取れる。群臣にしてみれば、「璽符」を受け取つたらもう後には引けませんよ、との魂胆があり、ここにこれ迄即位の場面に登場して来なかつた「璽符」が、皇位と密接な性格にあるものとして姿を現している。

このように、群臣と「璽符」がセットになつて臨めば、皇太子でなかつた皇子であっても、即位することが出来る、という前例として、允恭の即位の事情は重い記事と『日本書紀』の編者は意識していたと思われる。綏靖と仁徳は、兄弟間の譲り合い、つまり皇子が皇子に即位を促したのであり、皇室内部の問題であつたのであるが、允恭の場合は「群臣」が積極的に即位を懇願したものの最初となる。そしてこの前例の存在故に、太子でなくても、安康が即位することが出来る、という訣である。公家の世界が、前例と儀式が最優先とされたことを思えば、安康の即位が、允恭の即位の事情を前例として、つまり、太子（皇太子）でなくても即位が可能となつたという図式が考えられるのである。

これらから察するに、継体の即位の四つの要件に含めていない「立

太子」は、大和朝廷草創期にあつては必須の条件であつたものが、允恭の即位を前例として、以後要件から外すことになつたのであり、従つて継体が「立太子」の事実が無いままに即位したことに異義を差し挟むことは許されないことになる。つまり、継体の即位は、「立太子」は無くても、「皇室の血」「皇位の資質」「群臣からの推戴」「神器の所持」を満たしていることで充分だという訣である。（前帝武烈の皇女手白香命を娶ることを条件に入れる考えもあるが、この点は別論じる。）

以上、「立太子」を経ない即位を話題にして来たが、逆に「立太子」記事の部分にも目を向けたい。

太子（皇太子）を置いた歴代は、綏靖から關史八代を経て崇神から反正迄の基本父子継承の部分に当る。この中であつて、成務から仲哀は叔父甥の継承であるが、世代は順次追つていることに留意したい。又仁徳は自身が太子ではないが、応神は菟道稚郎子を太子としていたから、応神朝に太子不在ということはない。仁徳の後、履中、仁賢、安閑、敏達が皇太子となつているが、履中は履中・反正・允恭三兄弟の一人、仁賢は仁賢・顕宗兄弟の一人、安閑は安閑・宣化・欽明兄弟の一人、そして敏達は敏達・用明・崇峻・推古五兄弟の一人であり、従つて立太子は各世代に一人という規約のようなものが見える。

世代を代表するかのよう立太子を記事にする『日本書紀』の姿勢は、『古事記』中下巻が歴代を時間軸として並べている基本姿勢と一

致する。すると景行段の系譜記事に、景行天皇の御子等に就いて、

并せて八十王の中に、若帶日子命と倭建命、また五百の入日子命と、この三王は、太子の名を負ひたまひ

とある三御子を「太子」と謂うのは、この規約に合わない。この記事を受けて、後の「大兄」の呼称に絡んで、皇位継承予定者は複数居たとする論考もあるが、右の分析に従って、これは頷くことは出来ない。又後のことになるが、天智の弟の天武が、「皇太弟」という称号で皇位継承候補者とされていたという見方があるが、各世代に一人の「皇太子」に合わない。「皇太弟」が「皇太子」からの連想ではなく、「皇太弟」と見る可きであることの「前例」を見る思いである。

#### 六、天武の群臣不信

天智崩御後、天武即位前紀元年五月是の月の条り、

朴井連雄君、天皇に奏して曰さく、「臣、私の事有るを以て、獨り美濃に至る。時に朝廷、美濃・尾張・兩國司に宣して曰はく、『山陵造らむが爲に、豫め人夫を差し定めよ』とのたまふ。則ち人別に兵を執らしむ。臣以爲はく、山陵を爲るには非じ、必ず事有らむと。若し早に避りたまはずは、當に危きこと有らむか」とまうす。或いは人有りて奏して曰さく、「近江京より、倭

京に至るまでに、處處に候を置けり。亦菟道の守橋者に命せて、皇太弟の宮の舎人の、私糧運ぶ事を遮へしむ」とまうす。

大海人皇子（天武天皇）が近江朝廷に叛旗を翻す所謂壬申の乱のきっかけになったとされる「情報」の記事である。この時近江朝廷は、兄天智は不在故に（正式な記事の上ではまだ）太政大臣の大友皇子を中心に、群臣の合議によつて運営されていた。この様子は、天智不豫の状態の十年十一月二十三日の条りに、

大友皇子、内裏の西殿の織の佛像の前に在します。左大臣蘇我赤兄臣・右大臣中臣金連・蘇我果安臣・巨勢人臣・紀大人臣侍り。大友皇子、手に香鑪を執りて、先ず起ちて誓盟ひて曰はく、「六人心を同じくして、天皇の詔を奉る。若し違ふこと有らば、必ず天罰を被らむ」と、云々。是に、左大臣蘇我赤兄臣等、手に香鑪を執りて、次の隨に起つ。泣血きて誓盟ひて曰さく、「臣等五人、殿下に隨ひて、天皇の詔を奉る。若し違ふこと有らば、四天王打たむ。天神地祇、亦復誅罰せむ。三十三天、此の事を證め知しめせ。子孫當に絶え、家門必ず亡びむか」と、云々。



とあり、そして翌二十四日の条りに、

五の臣、大友皇子を奉りて、天皇の前に盟ぶ。

とあるにより、大友皇子を中心に左大臣蘇我赤兄臣、右大臣中臣金連、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣の六人が、天智亡き後の近江朝廷を動かしていたことは明らかであろうし、このことは既に広く周辺に衆知のことであった。吉野に籠っていたとはいえ、朴井連雄君をはじめとする情報網を持っていたと思われる大海人皇子も亦そのように看做していたであろう。朴井連雄君の情報の中の「朝廷」と言うのはこの六人の合議体を謂うものと理解していた筈である。そこで六月二十二日の条り、大海人皇子は村國連男依等に、

近江朝廷の臣等、朕が爲に害はむことを謀る。

と判断したことを述べて、行動を起こすのである。

ところで大海人皇子は「近江朝廷」と言わずに「近江朝廷の臣等」と言つて、「等」が付されてはいるが、発意の主体を大友皇子よりも「臣」に比重を置いている。天智崩後に大海人皇子の決起迄の約六ヶ月の間に大友皇子が即位したとの記事はないから、大友皇子が天皇としてのように蘇我赤兄等をリードする関係は望めない状況にあった。父帝天智からの庇護が得られない上に、母親が伊賀采女宅子娘という

所謂卑母であり、何よりも血筋を重視する公家の空気の中では、強い発言力を期待することは難しい。このことも大海人は近江に同居していた時に観察しており、従つて「近江朝廷」の意思は、成る程代表は大友皇子ではあるが、大友皇子というよりも寧ろ、蘇我赤兄以下五人の「群臣」のものと考えるのは極く自然の成り行きであつた。壬申の乱の終結は、天武元年紀七月二十六日の条り、不破宮に待機する大海人皇子に対して、

將軍等、不破宮に向づ。因りて大友皇子の頭を捧げて、營の前に獻りぬ。

とあるところであろうが、大友皇子は七月二十三日の条りの記事、

走げて入らむ所無し。乃ち還りて山前に隠れて、自ら縊死れぬ。

という最期だったが、この時の様子、

時に左右大臣及び群臣、皆散け亡せぬ。唯し物部連麻呂、且一二の舍人のみ従へり。

という状況をも大海人皇子は將軍の報告の中に聞いた。主上である筈の大友皇子を見捨てるように、「左右大臣及び群臣」は逃げたのであ

り、この報告に対して、大海人皇子の「群臣」に対する不信は尋常ではなかったであろう。実際八月二十五日の条り、大海人皇子は、

高市皇子に命じて、近江の群臣の犯つ状を宣らしめたまふ。則ち重罪八人を極刑に坐く。仍、右大臣中臣金を浅井の田根に斬る。是の日に、左大臣蘇我臣赤兄・大納言巨勢臣比等、及び子孫、并て中臣連金が子、蘇我臣果安が子、悉く配流す。

という処分を行い、群臣への不信が一時的なものでなかったことを示している。

即位後の四年紀二月十九日の条り、

詔して曰はく、「群臣・百寮及び天下の人民、諸惡を作すこと莫。若し犯すこと有らば、事に隨ひて罪せむ」とのたまふ。

の記事から明らかに、天武は「群臣・百寮及び天下の人民」に不信を抱いたまま即位している。

即位後の様子を示す『日本書紀』天武天皇紀下は、即位記事の後に后妃皇子女の系譜を述べ、次いで二年紀二月二十九日の条りの、

有勲功しき人等に、爵賜ふこと差有り。

をはじめとして、壬申の乱に戦功を立てた者に対する褒賞を与える記事が頻出し、又三年紀二月二十八日の条りの、

紀臣阿閉麻呂卒せぬ。天皇、大きに悲びたまふ。壬申の年の役に勞りしを以て、大紫位を賜ふ。

のように、矢張り壬申の功臣の死去に際して悲しむ記事が並ぶ。

即位に伴って内外からの贈物の記事もあり、壬申の乱に勝利した勢いを保持したままの政権運営に勤しむ空気を醸し出しているが、その一方で、四年から六年にかけて、官人の処罰の記事が散見する。

四年四月八日、當麻公廣麻呂・久努臣麻呂、朝參禁止

同年四月一四日、久努臣麻呂、官位剥奪

同年四月一八日、麻績王父子、因幡等に配流

五年四月二二日、紀臣訶佐麻呂、百姓に貶す

六年四月一一日、杵田史名倉、伊豆嶋に配流

などであるが、この間の六年六月是の月の条りに、東漢直等に対して、

汝等が黨族、本より七つの不可を犯せり。是を以て、小墾田の御世より、近江の朝に至るまでに、常に汝等を謀るを以て事とす。今朕が世に當りて、汝等の不可しき狀を將責めて、犯の隨に罪す

べし。然れども頓に漢直の氏を絶さまく欲せず。故、大きな恩を降して原したまふ。今より以後、若し犯す者有らば、必ず赦さざる例に入れむ。

と詔している。天武がどんな行いを「七つの不可」と看做しているのか、判然としないが、特に文筆で実務に精励し、武力で独特の行いを以て近江朝廷に寄り添って生きて来た漢直氏に不信の念を強く抱いていたことは慥かである。

更に、政権末期に近い十一年紀十一月一六日の条りに、詔して、

親王・諸王及び諸臣、庶民に至るまでに、悉に聽くべし。凡そ法を犯す者を糾弾さむときには、或いは禁省之中にも、或いは朝庭之中にも、其の過失發らむ處にして、即ち隨見隨聞にして、匿弊すこと無くして糾弾せ。其の重きこと犯しし者有らば、請すべきは請せ。捕ふべきは捉よ。若し對捍みて捕はれずは、當處の兵を起して捕へよ。杖の色に當らば、乃ち杖一百より以下、節級にして決て。亦、犯の狀灼然を、欺きて罪無しと言して、伏辨はずして、争ひ訴へば、累ねて其の本罪に加へよ

と言つて、犯罪の処罰に厳格な姿勢を示している。ここにも、官人以下に心を許せない天武の真意を窺うことが出来る。皇位の篡奪という未曾有の振る舞いによつて現在の権力を得た者として、逆に篡奪され

る立場に在ることで、所謂警戒心を忘れる訣には行かない信条も察することが出来る。この姿勢を実践したのが、

十三年四月二十四日、飛鳥寺の僧福楊、投獄（後獄中で自剄）

である。兎も角処罰は厳格であった。

天智は施策を公表する際に、時に大政大臣、時に皇大弟に言わせるなど、自身は控えに回る傾向が強かったのに対して、天武の施策に就いては、悉く天武自らの意思表明の雰囲気の中に記述されている。飽く迄自分の意志で決定したものだという姿勢を表出するかのようである。天智の政策確定に対しては、天智の主導というよりも、群臣の意向を尊重した結果のようであり、その延長が、大友皇子が代表となつた近江朝廷の行動原理に繋がっているものと思われる。この方式を天武は真つ向から否定し、専ら自ら決定するという孤独な政策立案体制であつたと思われる。

尤も、その孤独を癒すかのような動きが、八年紀五月六日の条り、

天皇、皇后及び草壁皇子尊・大津皇子・高市皇子・河嶋皇子・忍壁皇子・芝基皇子に詔して曰はく、「朕、今日、汝等と俱に庭に盟ひて、千歳の後に、事無からしめむと欲す。奈之何」とのたまふ。皇子等、共に對へて曰さく、「理、實灼然なり」とまうす。

則ち草壁皇子尊、先づ進みて盟ひて曰さく、「天神地祇及び天皇、

證めたまへ。吾兄弟長幼、并て十餘王、各異腹より出でたり。然れども同じきと異なりと別かず、俱に天皇の勅に隨ひて、相扶けて忤ふること無けむ。若し今より以後、此の盟の如くにあらざるは、身命亡び、子孫絶えむ。忘れじ、失たじ」とまうす。五の皇子、次を以て相盟ふこと、先の如し。然して後に、天皇曰はく、「朕が男等、各異腹にして生まれたり。然れども今一母同産の如く慈まむ」とのたまふ。則ち襟を披きて其の六の皇子を抱きたまふ。因りて盟ひて曰はく、「若し玄玄の盟に違はば、忽に朕が身を亡さむ」とのたまふ。皇后の盟ひたまふこと、且天皇の如し。

所謂吉野の「盟約」である。「盟ふ」ということから、矢張り「誓盟ふ」ことを記す天智十年紀十一月二十三日の記事との比較を試みたくなる。特に盟約の構成メンバーに興味は限定される。

天智紀は、大友皇子を中心に左大臣蘇我赤兄臣、右大臣中臣金連、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣の六名。対する天武紀は、天皇、皇后及び草壁皇子尊、大津皇子、高市皇子、河嶋皇子、忍壁皇子、芝基皇子の八名。天智紀では天智の血を引くのは大友皇子ただ一人で、他は所謂群臣である。対して天武紀では、何れもが皇室の者であり、この内の河嶋皇子と芝基皇子は天智皇子であり、他は天武皇子、特に草壁皇子は皇后所生である。天智は群臣に結束を求め、天武は身内の皇子たちに結束を促している。天智の周辺には天智政権を担う使命を帯びた群臣がおり、實際右に見たように彼等は政権の中枢に官職を得

て、天智亡き後は遺児大友皇子の周辺でマツリゴトに當っており、天智大友父子が頼りにする存在であり、従つて腹藏無く心の内を吐露して、強力を求めることが出来た、それが天智十年の盟約に繋がっている。対して天武は周辺に、そして政権の中枢に群臣を置かずに、専ら独断によるマツリゴトを展開して来た。『公卿補任』は「天武天皇御世」として、

左大臣 大錦上 蘇我赤兄臣

右大臣 大錦上 中臣金連

大納言 蘇我果安臣

巨勢比登臣

紀大夫臣

大伴望陀連

五位舍人王

を並べるが、右に見たように、舍人王を除いて、彼等は壬申の乱の終結に際して刑死或るいは遠流されており、天武政権とは無縁であり、『公卿補任』の編者は、彼等の処罰が天武元年紀に記されていることで、機械的に判断したものと思われる。天武元年の所謂壬申紀は即位前紀として扱う可きであるのに。兎も角、群臣への天武の不信は、この頃迄も根強く、寧ろ時間を経るに従つて増幅したものと思われる。頼りになるのは壬申の乱で大海人皇子側で奮闘して呉れた地方豪族の

子弟等であろうが、しかし彼等は一人二人とこの世を去り、その度に天武は哀しみに暮れている。すると、自分の真意を理解して動くことが出来る、或るいは天武自身が信じるに足るのは独り身内の皇子たちであるとの思いも亦同様に強くなっている。頼りになるのは「血縁」のみである、という訣である。

### 七、神代記の姿勢

歴代の即位の要件或るいは資格を血縁のみに求めて展開している『古事記』の中下巻の様子を、特に皇位に相応しい能力や性格に加えて群臣の推戴や璽符の授受に言及する『日本書紀』との比較を通して明らかにして来た。

或る意味で頑に血縁のみでよいとする『古事記』の姿勢は、神武から始まる歴代が、被支配者とは異なる尊貴な血統を受け継いでいるとの前提に寄り掛かったものである。そして血統の尊貴性を納得されるのは、当然神武より前の段階でなされなければならない。つまり、神代にその証拠が説明されることになる。『古事記』の有り様から、神代記（上巻）の説明によって神武の特異さは十分に語り尽くされたとの自負が窺える。神代記の流れを説明するだけで充分であり、皇位に相応しい能力や性格の説明も、群臣の推戴や璽符の授受も必要ないと『古事記』は主張しており、逆に『日本書紀』は説明過多であり、その多くは必要ないものである、と嗤っているかのようである。

では、神武に繋がる神代記の流れが、中下巻の記述との関係で、その尊貴性をどのように説明しているのか、確認しておきたい。

天地初發から神武に繋がる神系譜の流れは、造化三神↓伊邪那岐命↓天照大御神↓（正勝吾勝勝速日天忍穗耳命）↓天津日高日子番能邇邇藝命↓火遠理命↓天津日高日子波限建鸕草葺不合命↓神倭伊波禮毘古命、と辿ることが出来る。簡略して、造化三神↓イザナギ↓アマテラス↓（オシホミミ）↓ニギ↓ホヨリ↓ウガヤフキアヘズ↓神武、と表記する。直系で繋がっているが、オシホミミのみリープしている。この辺りの事情を神代記は、地上の葦原中國を治める者としてアマテラスと高木神は当初アマテラスの子神オシホミミを降すことにしていたが、オシホミミが、

僕は降らむ装束しつる間に、子生れ出でつ。名は天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命（ニニギ）ぞ。この子を降すべし。と進言したのに随って、ニニギが天降ることになった、と記す。

急遽成人のオシホミミから乳児のニニギに変更したのは、血縁を重視する姿勢から、その母神の出自がポイントであったように思われる。

(一) 内が母神として確認すると、

イザナギ「獨神」

(…)

アマテラス

(…)

オシホミミ

(アマテラス) 「誓約による」

ニニギ

(高木神の女、萬幡豊秋津師比賣命)

ホヨリ

(大山津見神の女、神阿多都比賣、亦名木花之佐久夜毘賣)

ウガヤフキアヘズ

(海神の女、豊玉毘賣)

神 武

(豊玉毘賣の弟、玉依毘賣)

となる。オシホミミの母親はアマテラスであるが、スサノヲとの誓約によつて誕生したものであり、イザナギ、アマテラス同様自然分娩ではない点是一般人との差異を属性に持っているというものの、ニニギが明確な出自、それもイザナギ以前、天地開闢の段階で登場した高皇産靈神(高木神と同神)の女が母神であることは、葦原中國を「治らす」に十分な資格であり、血縁という意味では父神オシホミミを遙かに凌ぐ存在だと判断したものであり、『古事記』の姿勢そのものとして納得させられる。

以後ホヨリの母神は山地を治らす神の女、ウガヤフキアヘズ及び神武の母神は海原を治らす神の女であり、神武は高天原つまり空域を知

(治)らすアマテラス、山地を知らずホヨリ、海原を知らずウガヤフキアヘズの血を受け継ぐことで、空域から山地つまり陸地、そして海原を知らず資格を生まれながらにして身に負っていたのであり、列島の支配者として生まれる可くして生まれた、ということであり、兄神が次々に崩つた結果、即位に到っている。

血縁の一部として母神の出自を問題にする姿勢は、天智亡き後に大友皇子が即位したかどうかの問題にあつて、卑母所生の大友皇子の即位を天武が認めたくない姿勢であつたのではないかと右に推測したが、オシホミミを支配神の系列から外す神代記の流れに通じるものを感じない訣には行かない。

造化三神に続いて神世七代の神が「成」つた最後がイザナギとイザナミであり、二神は、

ここに天つ神諸の命もちて、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱の神に、「この漂へる國を修め理り固め成せ。」と詔りて、天の沼矛を賜ひて、言依さしたまひき。

と所謂葦原中國の「修理固成」を「天つ神諸の命」から委ねられている。この「天つ神諸の命」はそれ迄に「成」つた神々であり、後の歴代の配下にある群臣の性格とは異なり、二神に上から指令を出す資格を有する存在であろうから、二神は「修理固成」を請け負うことを許された神ということが出来る。

イザナギの禊祓に際して誕生したアマテラスは、広く世界を覆って地上を照らす「高天の原を知らせ。」とイザナギに「事依さし」される。支配者としてのお墨付きを貰って高天の原に君臨する。

ニニギはアマテラスから、

この豊葦原水穂國は、汝知らさむ國ぞと言依さしたまふ。故命の隨に天降るべし。

とされるから、ここにアマテラスの意嚮によってニニギが「豊葦原水穂國」の支配者となる可く示されている。これは他の神々の協議の結果ではない。

天孫降臨に際して、アマテラスはニニギに「八尺の勾璫、鏡、また草薙劍」を副へて、

これの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拝くが如く拝き奉れ。

と詔している。後世の所謂三種の神器の初出であるが、アマテラスは鏡に就いてのみ言及し、勾璫や劍には触れていない。又、これら三種の物を授けることが「知らさむ」という立場の資格となるような性格を与えていないことも明らかである。三種の神器と皇位とを結び付ける『日本書紀』の姿勢とは相容れない様子をここに見ることが出来る。

加えて、アマテラスは直截ニニギに授けたのであり、アマテラスの周辺の神々（後述の八百萬の神等）はこれには全く関わっていない。

尚、この時にニニギに渡った三種の神器は『古事記』の記述の中にセットで出て来ることはない。中でも特にアマテラスが言及した鏡はその後全く沈黙状態である。寧ろ皇室を象徴するという性格とは逆に、新羅王子の天之日矛が齎した八種の玉津寶の中に、「奥津鏡、邊津鏡」が含まれており、皇室との関係での尊貴性を損なう記述を避けていない。

ニニギの子ホヨリ、ホヨリの子ウガヤフキアヘズ及びカムヤマトイハレビコ（神武）の何れもが、アマテラスがニニギに「言依さ」したような所謂お墨付きを得る場面は記されず、その立場は直系ということのみで神武にその尊貴性を伝える立場に即くのであり、ここに他の神々の同意を得る、或るいは神々からの推戴されるという経過を必要としていない。勿論三種の神器の授受の場面は在り得ない。

尤も、神代記に神々が集って協議する場面が無い訣ではない。アマテラスとの誓約に勝ったと思ひ込んで乱暴狼藉を働くスサノヲの所行に「畏みて」アマテラスが、

天の石屋戸を開きてさし籠りましき。ここに高天の原皆暗く、葦原中國悉に闇し。これによりて常夜往きき。ここに萬の神の聲は、さ蠅なす満ち、萬の妖悉發りき。

という状態で、

ここをもちて八百萬の神、天の安の河原に神集ひ集ひて、

善後策を協議している。この協議による打開策が功を奏し、アマテラスは石屋戸から外に出て、「高天の原も葦原中國も、自ら照り明りき。」と目度く解決に到った後、この騒動の原因となったスサノヲに対する処分迄も、神々が協議している。

ここに八百萬の神共に議りて、速須佐之男命に千位の置戸を負せ、また鬚を切り、手足の爪も抜かしめて、神逐らひ逐らひき。

で一件落着という訣である。

もう一つ、天孫降臨に先立つて、降臨の地が物騒な状況にあるから、これを「言趣け」る神を選定するために、

ここに高御産巢日神、天照大御神の命もちて、天の安の河原に、八百萬の神を神集へに集へて、

協議している。派遣した神の為体に対して、再三神たちを集めては次の派遣神を決めるということが続く。

これら八百萬の神集へは、高御産巢日神及びアマテラスが招集し、

神たちに課題の諮問を命じている訣で、主体は飽く迄も八百萬の神たちの方に在るのではない。しかも即位に繋がるものでもなく、勿論三種の神器の授受とは無縁である。尤も、当初天孫降臨の目的地が大國主神が支配する出雲であったこと、スサノヲが追われて出雲に降ったことを併せ考えると、八百萬の神集への協議の対象は出雲関係に絞られそうである。そして実際の降臨地等出雲以外の地に就いて、アマテラス及びニニギは、決して八百萬の神を集めることをしていない。『日本書紀』に比べて『古事記』が出雲神話に多くのスペースを割いていることと無縁ではあるまいが、しかし神々の意のままに動くのではなく、飽く迄も諮問するのみであり、勿論即位に繋がることは問題外である。

八百萬の神が集うという状況は、可成り大勢の協議という情景を思うが、アマテラスやニニギの周辺の所謂群臣（神？）的な雰囲気は、ニニギの天孫降臨に際して随伴して天降る天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、の五伴緒である。幼い主君のニニギに付き従う従臣という構図であるが、降臨に当って、彼等が降臨を指示したり懇願したものではないし、降臨の経過にあつても彼等が主体的に協議する場面は記されない。飽く迄も随伴神止まりの存在ではない。

#### 八、記紀の先後関係

『古事記』の序文は「和銅五年正月廿八日」の日付けで、「正五位勲五等太朝臣安萬侶」の署名で書かれている。編纂は「飛鳥の清原の大



宮に大八州御しめしし天皇」つまり天武の発意によって、二十八歳の聡明な舍人稗田阿禮を右腕に始められ、その後の中断を経て「和銅四年九月十八日」に稗田阿禮と太安萬侶によって再開され、そして右のように和銅五年に「謹みて献上」された、と書かれている。

他方『日本書紀』に就いては『續日本紀』養老四年五月二十一日の条りの、

是より先、一品舍人親王、勅を奉けたまはりて日本紀を修む。

是に至りて功成りて奏上ぐ。紀卅卷系圖一卷なり。

の記述から、編纂を命じられたのが舍人親王で、完成を見たので「奏上」されたのが養老四年のことだと知られるが、編纂が舍人親王が勅を受けたことに始まるとされるが、その時期に就いては知ることが出来ない。

ところで、太安萬侶が『古事記』を「献上」したのは、『古事記』が序文も含めて完成した後のことであるが、序文は本文が完成してから書かれたものである痕跡から、本文の完成は和銅五年より前（当然和銅四年九月十八日より可成り後）のこの筈である。又、『續日本紀』の記事の冒頭の「是より先」というのは明らかに養老四年のこの日より前のことであるが、これが舍人親王が「勅を奉けた」時期のことなのか、編纂が終了して『日本紀』が完成した時期のことなのかは判然としない。又「是に至りて」と言うのが「功成」った時つまり

完成した時期のことか、或るいは「奏上」した時なのか、これも曖昧なままである。『古事記』の場合同様、完成してから「奏上」するのだから、少なくとも『日本紀』の完成は養老四年五月二十一日よりも前ということは言える。

記紀の何れにしても、編纂が完了して書物として完成した日付を特定することは難しい。従って或る程度の幅の中で考えるしかない。すると、西暦換算で和銅五年が七十二年、養老四年が七二〇年ということから、記紀両書は八年の時間差で出来上がったと理解するのは避け方がよいということになる。更にこの紀年を以て記前紀後（『古事記』が『日本書紀』よりも八年先に完成した）という見方が機械的過ぎる嫌いがあること、認識しておきたい。

しかし『古事記』の第一次編纂の開始が天武朝であることは序文が記しているが、『日本書紀』の方は、『日本書紀』自身が述べていると見方が広く通っている。則ち、天武十年紀三月十七日の条りの記事がそれであるとされる。

天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・廣瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群皇子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を採りて以て録す。

集団で「帝紀及び上古の諸事」の編纂を天武が命じたという記事であり、編纂関係に二三名が加わっていることから、可成り力を入れた事業であり、出来上がったものは大部なものと推察される。編纂に関わった人物二人で全三巻の『古事記』との比較から、これが「紀卅巻系圖一卷」で構成される『日本紀』を連想したい衝動に駆られるのも理解出来る。しかし『日本紀』の編纂の「勅を奉」けた舍人親王は、天武十年に「帝紀及び上古の諸事」の編纂を命じられた集団の中に見えないことは、この衝動に待ったを掛ける要素として充分である。尤も、『古事記』が天武の発意から途中に編纂が中断されていることを参考に、「帝紀及び上古の諸事」の編纂は『古事記』同様に中断時期があり、編纂再開が舍人親王に命ぜられ、その結果出来上がったものが『日本紀』と名付けられたとも考えられようから、無碍に否定することも出来ないが。

イザナギから神武迄の列島支配の系譜、神武から推古迄の歴代及び皇位継承の序でに就いては記紀の二書に異なる所はないが、即位自体の経緯に関しては、神代からの尊貴性のみを皇位の資格・条件とする『古事記』に対して、『日本書紀』はこれに加えて皇位に相応しい能力や性格、立太子或るいは（璽符の授受を伴うことがある）群臣からの推戴、を条件としている。

天武十年紀の「帝紀及び上古の諸事」が『日本書紀』に重なるものとすれば、記紀何れの編纂にも天武の意志が反映しているということ

になるから、即位の資格・条件に関する記紀の記述の違いは、大きな疑問の対象である。

天武が群臣に対して快い目を向けていなかった様子を、我々は幾つかの場面に見て来た所である。天武は知る由もないが、後の天皇周辺の事情を、一九四六年に坂口安吾は『続墮落論』で、「藤原氏や将軍家にとって何がために天皇制が必要であったか。何が故に彼等自身が最高の主権を握らなかつたか。それは彼等が自ら主権を握るよりも、天皇制が都合がよかつたからで、彼らは自分自身が天下に号令するよりも、天皇に号令させ、自分が先ずまっさきにその号令に服従してみせることによって号令が更によく行きわたることを心得ていた。その天皇の号令とは天皇自身の意志ではなく、実は彼等の号令であり、彼等は自分の欲するところを天皇の名に於て行い、自分が先ずまっさきにその号令に服してみせる、自分が天皇に服す範を人民に押しつけることによって、自分の号令を押しつけるのである。」と述べており、傀儡と迄は言わないが、それに近い立場にあったと天皇を見ている。天武の最も忌避す可き事態、群臣が我が物顔で歴代の権威を利用する、つまり群臣に歴代が動かされて来たと観測している。ところが同じ観測ながらも、だから却つて天皇制は存続したのだという論考が、矢張り一九四六年に津田左右吉によって表明された、氏は言う、『建国の事情と万世一系の思想』で、「六世紀よりのちにおいても、天皇は自ら政治の局にはあたられなかつたので、いわゆる親政の行なわれたのは、極めて稀な例外とすべきである。タイカの改新とそれを完成した

ものとしての令の制度とにおいては、天皇親政の制が定められたが、その定められたときは、実は親政ではなかったのである。そして事実上、政権をもっていたものは、改新前のソガ氏なり、のちのフジワラ氏なりタイラ氏なりミナモト氏なりアシカガ氏なりトヨトミ氏なりトクガワ氏なりであり、いわゆる院政とても天皇の親政ではなかった。政治の形態は時によって違い、あるいは朝廷のうちに於ける摂政、関白などの地位に於いて朝廷の機関を用い、あるいは朝廷の外に幕府を建てて独自の機関を設け、そこから政令を出したのであり、政権を握っていたものの身分もまた同じでなく、あるいは文官であり、あるいは武人であったが、天皇の親政でない点はみな同じであった。こういう権家の勢威は永続せず、次から次へと変わっていったが、それは、一つの権家がある時期になるとその勢威を維持することのできないような失政をしたからであって、いわば国政の責任がおのずからそういう権家に帰したことを示すものである。この意味において、天皇は政治上の責任のない地位にいられたのであるが、実際の政治が天皇によって行なわれなかつたから、これは当然のことである。天皇はおのずから「悪をなさざる」地位にいられたことになる。皇室が皇室として永続した一つの理由はここにある。」

天武は列島の支配者たるものは名目だけではなく実質も天皇でなければならぬ、との信念を以てマツリゴトに臨み、群臣の介入を排除したシステムを構築している。つまり天武は坂口安吾や津田左右吉の観測による歴代に当て嵌まらない唯一の天皇ということである。

叔、『古事記』序文の筆者であり、本文の編者である太安萬侶は、壬申の乱で天武方で活躍した功臣中の功臣多臣品治の息である可能性は強く、且つ尾張という地縁によって天武との強固な関係が天武の崩後も維持されていたと考えられること、その安萬侶が序文で天武が自ら「稗田）阿禮に勅語」したと記していることから、『古事記』は天武の意志・姿勢の儘に編まれたものであると言えよう。全体の三分の一を神代の記述に充てる程に神代を重視し、神代に付与された尊貴性のみで即位の資格・条件は充分だというのが『古事記』を介しての天武の主張である。

これだと明らかに『日本書紀』が記す歴代の即位の資格・条件とは対立する。『日本書紀』は天武の意嚮とは相容れない内容を記述しているのである。神代より受け継いだ尊貴性のみでよい筈の歴代に就いて、例えば雄略二年紀十月是月の条りに、

天皇、心を以て師としたまふ。誤りて人を殺したまふこと衆し。天下、誹謗りて言さく、「大だ悪しくまします天皇なり」とまうす。

と、何と雄略を「大悪天皇」と記している。被支配民の上に立つ者が、人として見下されている様子を文字にして残している。天武がこれを認める筈はない。この記事を含む雄略の「大悪」振りに雄略記は全く触れず、逆に非常に牧歌的な『萬葉集』巻頭の歌に通じる記事に終始

している。天武の書き換えの結果とみてよからう。又例えば武烈即位前紀には、

又類に諸惡を造たまふ。一も善を修めたまはず。凡そ諸の酷刑、親ら覽はさずといふこと無し。國の内の居人、咸に皆震ひ怖づ。

と記し、ここにも「諸惡」に染まった様子を公表している。その他皇位継承を巡る皇室内の争いを子細に亘つて扱う『日本書紀』の姿勢は、歴代への尊崇を促す意図とは全く逆の方向ではないか、との天武の憤りが聞こえて来そうである。

つまり『日本書紀』は天武十年に天武の意図の上に編纂が始められたとされる「帝紀及び上古の諸事」とは重ならない。尤も、天武十年に指示された編纂メンバーが、天武の意に反した内容の記述を進めたものとすれば、「帝紀及び上古の諸事」が『日本書紀』という形で我々の目の前に在るとするとも言えようが、その場合天武がその編纂の状況に対して黙ってそれを許すことは在り得まい。が、しかし……。

天地開闢からの考え方及び出来事を記した書が記紀という形で併存し、そして天武に関わつて併行して編まれたことの意味を知る手掛かりは、記紀の記述に見える微妙な差異であり、我々は歴代の即位の資格・条件に注目して確認して来た。そしてこの差異に関して明らかなのは、両書に関わりがあろうとされる天武が、全く以て『古事記』寄りであるということである。つまり『日本書紀』を天武が認める筈は

ないのである。『日本書紀』に目を通したならば、天武は認められないからといって、編纂事業を断念する、ということは在り得ない。編纂担当のメンバーの充実振りから、可成り重点を置いた事業であり、事績にも残る国家的な取り組みであったものなのだから。ではどうするか。天武自身が納得する「史書」を自ら編むしかない、と決断する。これは天武の群臣不信の姿勢からも、想定に誤りはあるまい。つまり、天武十年に史書の編纂を命じて、その結果「帝紀及び上古の諸事」が編まれたものの、その内容に天武はOKを出さず、これに代わるものとして、『古事記』の編纂に自ら取り掛かった。その際朝廷の歌舞音曲を担う猿女氏の稗田阿禮を実務担当者として編纂作業を進めた、という経過の想定は強ち荒唐無稽とは言えない。

経過を更に続けて想定すると、「帝紀及び上古の諸事」は一応の完成は見たものの、所謂お蔵入り状態で、しかし朝廷内には保存されていた筈である。そして序文が言うように、天武の崩御によって『古事記』の編纂は中断し、記紀何れも公表されなのままになり、朝廷の関心は専ら律令等の法典整備に注がれていた。しかし、律令を権威付けるためにも、矢張り列島支配の歴史を明確にする必要を感じる向きもあった。それに応えたのが、元明元正の母娘天皇であった。

この空気を逸早く察知したのが、歌舞音曲関係係で猿女氏と親しいことから編纂途中の『古事記』の原本を保管していた太(多)氏の安萬侶であり、稗田阿禮の記憶も有り難く、編纂を再開した。

一方、朝廷内に保管されていた「帝紀及び上古の諸事」に関心を寄

せたのは、その身分上の制約もあり、天武の皇子たちであったと思われ。そして当時長老格の舍人親王がこれを原本として、編み直したのである。既に天武の意図は伝わる時代ではなくなったこともあり、『古事記』と異なる姿勢にダウトを掛ける権威は不在であったことで、敢えての改変を試みることはなかった。

『古事記』のコンパクトな体裁は、これを大部書写することで官人に行き渡り易く、朝廷を構成する官人の、皇室との関わりの淵源を端的に知ることが出来ることもあり、官人教育の教科書的、或るいはワークブック的な利用のされかたが考えられ、実際にその痕跡があることは、既に論考している。

一般に言われる「記前紀後」ではなく、天武を軸に「紀前記後」でなければならぬ、これが合理的な解釈である。

### 九、おわりに 三種の神器のことは

天武が群臣の介入を極力避ける方針でマツリゴトに取り組み、このことを反映するかのように、歴代の即位に群臣の推戴の事実を窺わせる記述を避けたのが『古事記』中下巻であったと確認するに到った。他方『日本書紀』に結び付くであろう「帝紀及び上古の諸事」が、天武の発意によるにも関わらず、天武の意嚮に反して、歴代の即位には神代から受け継がれる尊貴性だけでなく、皇位に相応しい能力や性格、群臣の推戴と璽符の授受を資格・条件としている。天武はこの編纂の流れを制止していない、少なくとも『日本書紀』にはそのような記事は無い。

天武の群臣忌避の姿勢は、その裏返しで血縁のある身内所謂皇親を重視或るいは信頼の対象としていた様子も見て来た所である。そして「帝紀及び上古の諸事」の編纂もこの流れに乗って、川嶋皇子・忍壁皇子・廣瀬王・竹田王・桑田王・三野王を責任者として任命している。彼等の方向を正面切つて否定することは、所謂任命責任を自らに課すことにもなり、皇親をも信頼しているという姿勢をも示すことが難しく、基本姿勢への批判の対象となり兼ねない。かように天皇としての権威にも関わる問題故に、彼等の編纂の方向を見守るしかない。だからこそ、彼等を動かすのではなく、親ら歴代の系譜の編纂に取り掛かったものであろう。

川嶋皇子たちは「帝紀及び上古の諸事」の時間軸の区切りとしては『古事記』と代わらない歴代の系譜を頼つたものの、そこに問題を見出した筈である。時間軸ということでは、歴代の世代に空白があつてはならない。歴史を編む場合の基本がこれである。慈圓の『愚管抄』は、歴史書としての意識を根底に、時間軸として歴代に代わる男系の世代の連続を表明している。「躰年法」として、

神武、綏靖、安寧、懿徳、孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化、崇神、垂仁、景行、日本武尊、仲哀、應神、牟婁皇子、男大迹王、私斐王、彦主人王、繼躰、欽明、敏達、忍坂大兄皇子、舒明、天智、施基皇子、光仁、桓武、嵯峨、仁明、光孝、宇多、醍醐、村上、圓融、一條、後朱雀、後三條、白川、堀川

のように並べている（應神から繼體に至る「五世」に就いては、北畠親房の『神皇正統記』は慈圓のこの男系の系譜を踏んでいる）。時間軸を重視し、慈圓の代の歴代に繋がる男系を意識し、繼體への系譜、舒明への系譜、光仁への系譜を大事にし、必ずしも皇位継承を基軸にしていない。

歴代の継承に拘泥してみると、記紀によれば、神武から成務迄は父子継承であり、時間軸として理想的である。成務から仲哀は、叔父から甥への継承であるが、世代を跳んではいない。履中から反正・允恭、安康から雄略、顕宗から仁賢、安閑から宣化・欽明、敏達から用明・崇峻・推古、等の兄弟継承での世代の重なりには慈圓が一人を代表としていることも含めて、別に確認している。清寧から顕宗へも世代が繋がっている。ところが記紀は武烈から繼體へは先帝武烈と同一世代の手白髪皇女を娶ることでの時間軸の連続を確保している、何とも苦しい。武烈迄は基本的に男系での世代の連続を維持して来た（女系での補充はあつたが）ものの、繼體に就いて男系の世代に就いては「応神五世の孫」しかないのだから、仮令応神から五代の男系の系譜が明らかであっても、歴代としての継承は認められないから、血縁のみで即位させるにはその血は薄過ぎる、と不安を抱くのは当然であろう。川嶋皇子もこう考えた筈である。繼體の母親の振媛が「垂仁七世の孫」であることで血の薄さを補っても、不安は拭えない。そこで血縁に加えて皇位に相応しい人となりと群臣の推戴、更に璽符の授受を

即位の妥当さを示す条件としたのであろう。

それにしても、皇位に相応しい能力や性格、それを認めての群臣の推戴、川嶋皇子たちはこれで充分と考えなかった。群臣をはじめとする官人の批難の対象となる性格や行動、つまり皇位に相応しくない能力や性格を想定せざるを得ない歴代が頭を過つたのであろう。皇位に相応しくない足跡を残して来た歴代をも、系譜の上で認めなければならぬのだから、能力や性格を条件にするのは危ういものと気が付けば、これを超える資格を付与しておかねばならない。それがレガリアである「璽符」であつたのではないか。これが後に「三種の神器」という形で、皇位の資格の第一のものに成長することになる。

これ迄の考察で扱えなかったのが、折口信夫が「小栗外傳」で述べた「天皇靈」の関係である。折口は「天子」に就いて、

外的条件としては、近卑親繼承と言ふ形は嚴かに履みながら、信仰的には、先天子との血族關係を超えて考へられた。

と言って、血統を超えたものの授受を要するものと見ている。これが大嘗祭の根柢の一つとするものであり、大嘗祭が『古事記』の扱う時代を下ること少なくなきこともあって、敢えて本稿では考察の対象としなかった。しかし、三種の神器と並んで、血統を超える条件として、今後扱って行かなければならない課題である。